令和3年第6回岐阜県議会定例会

条例その他議案 関係 資料

令和3年12月2日

目 次

議	第	1	4	6	号	関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
議	第	1	4	8	号	関	係						•		•	•	•	•	•	•		•	2
議	第	1	4	9	号	関	係						-		•	•	•	•	•	•	-	•	3
議	第	1	5	0	号	関	係						•		•	•	•	•	•	•		•	4
議	第	1	5	1	号	関	係						•		•	•	•	•	•	•		•	6
議	第	1	5	2	号	関	係						•		•	•	•	•	•	•		•	7
議	第	1	5	3	号	関	係						•		•	•	•	•	•	•		•	8
議	笙	1	5	4	뮺	閗	係																9

境川河川改修工事の委託契約について

県土整備部河川課

工 事 名:公共大規模特定河川事業(総合治水)境川河川改修工事

工事場所:木曽川水系境川

岐阜市上川手及び領下並びに羽島郡岐南町みやまち地内

工事概要:木曽川水系境川において、流下能力が不足しているJR東海道本線の橋りょ

う部分における河川断面を拡幅することにより、周辺の浸水被害の軽減を図

るため、河川護岸等の整備と橋脚の取替を行う。

工事内容:護岸工 一式、樋管工 3基

エ 期 : 契約日より令和13年6月まで(約114カ月間)

契約金額:664,400,000円(税込)

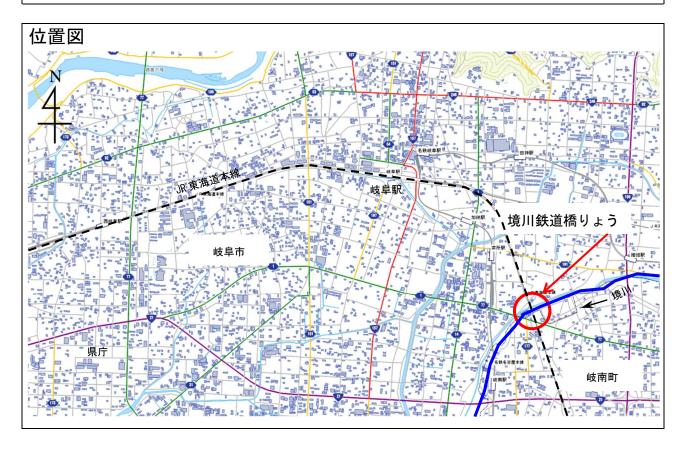
契約総額 2,630,150千円

(※)議決対象

このうち<u>工事委託部分 664,400千円</u>(※) 工事負担金部分 1,949,817千円

JR負担 15,933千円

契約の相手方: 東海旅客鉄道株式会社



岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に係る指定管理者の指定について

清流の国推進部地域スポーツ課

1 趣旨

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場の現指定管理者の指定期間が令和 4年3月31日をもって満了するため、令和4年4月1日からの5年間を期間 とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施 設 名 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場
- · 所 在 地 恵那市武並町竹折970番地1
- ・設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供すること。

3 指定管理者となる団体

- · 団 体 名 恵那市 │特定者指名
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

[現在の指定管理者]

- · 団 体 名 恵那市 │特定者指名
- ・指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで(5年間)

4 特定者指名とする理由

当施設は、恵那市からの要望により設置された経緯があり、平成17年の開設時から同市が管理運営を行っており、管理運営経費については、県がスケートリンクの設置等に係る経費相当額を負担し、その他の経費は市が全額負担するスキームが確立されている。

「恵那市スポーツ推進計画」においても、当施設を観光交流やスポーツ交流 の拠点施設として位置づけ、大規模大会の誘致や、東濃地域の学校等を対象と したスケート教室を実施するなど、スケート競技力の向上と競技人口の拡大に 取り組んでおり、今後も指定管理者として十分な役割が期待できる。

【参考】選定の経緯

6月10日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により 行うことを認められた。

岐阜県県民ふれあい会館に係る指定管理者の指定について

環境生活部県民文化局文化創造課

1 趣旨

「岐阜県県民ふれあい会館」の現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため、令和4年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

<u>2 対象施設</u>

- ・施 設 名 岐阜県県民ふれあい会館(愛称: OKBふれあい会館)
- ·所在地 岐阜市薮田南5丁目14番53号
- ・設置目的 県民のふれあいと交流の促進を図るとともに、県民文化の発展に寄与すること。

3 指定管理者となる団体

・団 体 名 ふれあいファシリティズ

【代表団体】ハヤックス株式会社(岐阜市長森細畑 427 番地 4) (構成員) B-D00 コミュニケーションズ株式会社 (岐阜市市ノ坪町 4 丁目 19 番地)

·指定期間 令和4年4月1日~令和9年3月31日(5年)

[現在の指定管理者]

- ・団 体 名 ふれあいファシリティズ
- ·指定期間 平成29年4月1日~令和4年3月31日(5年)

【参考】選定の経緯

令和3年6月30日

~8月13日 公募

応募団体:ふれあいファシリティズ(1団体)

9月13日 令和3年度第3回岐阜県指定管理者制度等運用委員会

→優先交渉権者として、ふれあいファシリティズを選定

岐阜県立ひまわりの丘に係る指定管理者の指定について

健康福祉部障害福祉課

1 趣旨

岐阜県立ひまわりの丘に係る現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため、令和4年4月1日からの1年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

施設名	ひまわりの丘第一学園	ひまわりの丘第二学園
所在地	関市桐ヶ丘3-2	関市桐ヶ丘3-2
施設種別	障害児入所施設(知的障がい児)	障害者支援施設(知的障がい者)

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- · 団 体 名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜市下奈良2-2-1)
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日 (1年)

[現在の指定管理者]

特定者指名

- 団 体 名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日 (1年)

4 特定者指名とする理由

(1) 県施策との密接な連携

当該団体は、昭和 42 年に県の出資により設立され、県施策と密接に連携しながら福祉施設の管理運営をしてきた。その長年の施設運営等により蓄積されたノウハウと高い専門性を有した人材を生かして、民間では受入れが難しい支援区分が重い方を積極的に受け入れ、セーフティネットの役割を果たすなど、本県福祉行政の一角を担っていること。

(2) 利用者へ提供する福祉サービスの継続性確保

社会福祉施設は、利用者と施設職員との長年の信頼関係が重要であるところ、 指定管理者の変更による経営方針の変更や職員の大幅な異動・交代は、入所者へ の心理的影響が懸念されるほか、提供する福祉サービスの継続性が確保できず、 サービスの低下を招く恐れがあること。

(3) 岐阜県福祉事業団の独立採算性

岐阜県福祉事業団は、運営する施設全体で採算を取る運営をしており、県から 赤字補填等の財政支援を行っていないこと。

(4) 評価員会議による高い評価

評価員会議において「協定書に基づき指定管理業務が適切に行われている。利用者の安心・安全と質の高い生活を提供できるように努めている。」など、高い評価を受けていること。

(5) 利用者満足度向上や業務改善への積極的・継続的な取組

福祉サービス第三者評価事業、入所者や保護者を対象としたニーズ調査・利用 者満足度調査等を主体的に実施し、利用者等の満足度向上や業務改善に積極的・ 継続的に取り組んでいること。

5 指定期間を1年とする理由

県は、令和5年度に当該団体へのひまわりの丘第二学園の移譲を前提に協議を行っているため、指定管理期間を1年とする。

【参考】選定の経緯

令和3年6月10日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名とすることを認められた。

岐阜県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定について

健康福祉部障害福祉課

1 趣旨

岐阜県聴覚障害者情報センターに係る現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため、令和4年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施 設 名 岐阜県聴覚障害者情報センター
- ・所 在 地 岐阜市薮田南5丁目14番地の53号 (岐阜県県民ふれあい会館第1棟6階)
- ・設 置 目 的 身体障害者福祉法第34条の規定による聴覚障害者情報提供施設

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団 体 名 一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会 (岐阜市薮田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館6階)
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日(5年)

[現在の指定管理者]

特定者指名

- 団 体 名 一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会
- ・指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日(5年)

4 特定者指名とする理由

(1) 手話通訳者、要約筆記者の二つの養成・派遣業務を担える唯一の団体

聴覚障がい者の情報支援においては、障がい者の聞こえの程度や障がいの発生時期等により、手話、要約筆記の二つの普及が欠かせないが、当該団体は、手話通訳者及び要約筆記者の双方の養成・派遣について、豊富な業務実績を有し、ノウハウを備えた県内で唯一の聴覚障がい者支援団体である。

(2)組織力、事業遂行能力に優れた法人格を有する団体

当該団体は、一般社団法人として各種事業を適切かつ組織的に実施し、毎年の事業実績、決算においても特に問題となる点はない。また、全国組織である一般財団法人全日本ろうあ連盟に加盟し、県内の聴覚障がい者関係団体と連携し業務にあたっており、本センター事業の遂行において申し分ない能力と体制を備えている。

(3) 県政との協調性、信頼性に富む団体

当該団体は、昭和28年の結成以来、聴覚障がいにおける県内最大の障がい者支援団体として県の障がい福祉行政と連携し、聴覚障がい者の情報支援をはじめ、障がい者の自立や社会参加の推進など多分野にわたり聴覚障がい者の福祉向上に大きな役割を果たしている。

(4) 評価員会議による高い評価

評価員会議において「利用者の声に真摯に対応している」、「地域の手話サークル等と連携して活動している」など委員から高い評価を得ている。

(5) 効果的な施設運営が期待できる団体

当該団体は県内最大の聴覚障がい者団体であり、障がいの特性や支援方法を熟知していることから、本センターに関し効果的な施設運営が期待できる。

【参考】選定の経緯

令和3年6月10日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名とすることを認められた。

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に係る指定管理者の指定について

商工労働部航空宇宙産業課

1 趣旨

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって 満了するため、令和4年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
- ·所 在 地 各務原市下切町5丁目1番地
- ・設置目的 航空宇宙に関する資料を収集し、及び展示し、並びに航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることにより、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与すること。

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団 体 名 公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 (各務原市下切町5丁目1番地)
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年)

[現在の指定管理者]

特定者指名

- ・団体名 公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
- ・指定期間 平成30年3月24日から令和4年3月31日まで(4年8日)

4 特定者指名とする理由

- ・ (公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、博物館の効果的かつ効率的な施設運営を行うことを目的とした博物館の運営法人として県と各務原市が共同で設立した財団法人である
- ・ 同財団は、施設の管理運営面において、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価 員会議から高い評価を得ており、今後も指定管理者として十分な役割が期待できること。
- ・ 財団が博物館の指定管理者に指定された場合には、引き続き、県及び各務原市から職員を派遣して、博物館の運営管理業務の中核を担うこととしており、県・市・財団が密接に連携 して博物館事業を推進する方針であること。

【参考】選定の経緯

令和3年 7月27日 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会

・指定管理者の募集について、特定者指名とすることを妥当と認められた。

令和3年10月12日 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会

・「公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」が指定管理 者として妥当と認められた。

都市建築部都市公園整備局都市公園課

養老公園に係る指定管理者の指定について

1 趣旨

養老公園の現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため、令和4年4月1日からの10年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施 設 名 養老公園
- · 所 在 地 養老郡養老町大字滝谷、菊水、松原、船岡、高林地内
- ・設置目的 県民の休息、レクリエーション等の利用に供する

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 イビデングリーンテック株式会社(大垣市河間町3丁目55番地)
- ・指 定 期 間 令和4年4月1日~令和14年3月31日まで(10年)

[現在の指定管理者]

- ・団 体 名 イビデングリーンテック株式会社
- ・指 定 期 間 平成 27 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日まで (7年)

【参考】選定の経緯

令和3年6月28日

~8月10日公募

応募団体:イビデングリーンテック株式会社(1団体)

9月13日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

→優先交渉権者としてイビデングリーンテック株式会社を選定

都市建築部都市公園整備局都市公園課

世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)に係る 指定管理者の指定について

1 趣旨

世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)の現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため、令和4年4月1日からの7年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施 設 名 世界淡水魚園
- · 所 在 地 各務原市川島笠田町地内
- ・設置目的 県民の休息、レクリエーション等の利用に供する

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団 体 名 株式会社オアシスパーク(各務原市川島笠田町1564番地1)
- ・指定期間 令和4年4月1日~令和11年3月31日まで(7年)

「現在の指定管理者」

特定者指名

- ・団 体 名 株式会社オアシスパーク
- ・指定期間 平成27年4月1日~令和4年3月31日まで(7年)

4 特定者指名とする理由

世界淡水魚園は、㈱オアシスパークが運営する商業施設と一体となった公園であり、当該商業施設の集客力が、公園の利用促進や賑わいの創出など利用者サービスの向上につながっていることから、公園の管理と当該商業施設の運営を一体的に行うことが合理的かつ効果的であるため。また、同社はこれまでに当公園施設への積極的な投資を行っており、㈱オアシスパークの管理運営に対する地元や評価員会議からの評価も高い。

【参考】選定の経緯

令和3年6月10日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことを 認められた。